

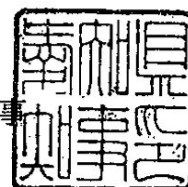
28環活第231-17号

平成29年2月9日

都市計画決定権者 知多市

代表者 知多市長 宮島 壽男 殿

愛 知 県 知 事



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書に対する
知事意見について（通知）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第
31条第2項の規定により読み替えて適用される同条例第10条第1項の規定に基づ
く環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市長の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担当 環境部環境活動推進課

環境影響評価グループ

内線 052-954-6211（ダイヤル）

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- (2) 西知多医療厚生組合は、廃棄物の更なる排出抑制を構成市に働きかけた上で、ごみ処理施設の処理能力については、適切な能力とすること。
- (3) 新たなごみ処理施設の処理方式については、3通りの案の中から詳細な比較検討を行い決定するとしているが、比較検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。

なお、準備書作成までに処理方式が決定していない場合には、処理方式ごとに排出ガス等の諸元を適切に設定の上、予測及び評価を行うこと。

- (4) 事業実施区域内の既存のごみ処理施設等について、本事業の一部として、解体又は撤去が行われることとなった場合には、その影響を適切に把握するよう調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 新施設建設計画箇所は、既存施設及び緩衝緑地帯の存在により面積の制約を受け、工事用車両及び廃棄物運搬車両の渋滞が考えられることから、周辺環境に配慮するため、これら車両の動線計画を踏まえた施設配置計画を検討すること。
- (6) 調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (7) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音、振動、悪臭

- (1) 事業実施区域周辺の一般環境大気質の調査地点については、学校等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況を踏まえ、適切に設定すること。

(2) 道路沿道の環境に十分配慮した廃棄物運搬車両の運行計画を作成するよう構成市に働きかけること。

また、道路沿道の大気質、騒音及び振動の予測及び評価に当たっては、主要な交通ルートにおける交通の状況を踏まえ、適切な調査地点及び予測地点を設定すること。

(3) 微小粒子状物質については、現地調査により地域の状況を把握するとしているが、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、環境影響評価項目に追加して、予測及び評価を行うこと。

(4) 水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）が公布され、廃棄物焼却設備から大気中への水銀の排出が今後規制されることから、ごみの分別の徹底等による水銀の混入防止など可能な限りの水銀の排出抑制に努めること。

(5) 悪臭の現地調査については、夏季の平日に 1 日 1 回行うとしているが、既存のごみ処理施設の稼働状況や気象条件を踏まえ、適切な時期及び時間帯において実施すること。

3 土壌

掘削・盛土等の土工に係る土壌環境の現地調査について、掘削が想定される深度等を考慮して、調査深度を適切に設定すること。

4 地下水の状況及び地下水質

地下水の水位及び水質については、事業実施区域における地盤や地下水の状況を把握し、複数の地点で調査を実施すること。

5 動物、植物、生態系

(1) 哺乳類の生息状況を的確に把握するため、哺乳類の調査については、進入路を横断して緑地帯を移動する哺乳類についても把握できる適切な地点において、自動撮影調査を 24 時間実施すること。

(2) 知多半島の生態系ネットワークの形成に配慮した事業計画を検討すること。

(3) 現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導、助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。

6 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域近傍には、人と自然との触れ合いの活動の場である知多運動公園が存在することから、環境影響評価を行うこと。

7 温室効果ガス等

ごみ処理施設から発生するエネルギーの有効利用を行い、温室効果ガス等の低減に努め、適切に予測及び評価を行うこと。

8 その他

準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書となる可能性があることから、その作成に当たっては、わかりやすく簡潔なものとなるよう配慮するとともに、使用する用紙等についても環境に十分配慮したものとすること。

また、インターネットを含む準備書の公表に当たっては、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。

知環発第 313 号

平成 28 年 12 月 13 日

愛 知 県 知 事 様

知多市長 宮 島 壽 男



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書について
（回答）

平成 28 年 11 月 28 日付け 28 環活第 231-6 号で照会のありましたこのこ
とについて、意見はありません。

（連絡先 環境政策課 電話 0562-33-3151 内線 264）



環 第 155 号

平成28年12月1日

愛知県知事 大村 秀章 様

東海市長 鈴木 淳



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合ごみ
処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書について（回答）

平成28年11月28日付け28環活第231-6号で照会のありましたこのこ
とにつきましては、意見はありません。

連絡先：東海市環境経済部生活環境課

電 話：052-603-2211

（内線555）河田

